

令和6年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年7月29日(月) 午前9時34分~10時28分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、三島、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎、土居
使用者代表委員	河野、酒匂、中原、野口、久富
事務局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今より、第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者代表の田中委員が欠席ですので、14名の委員出席となっております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条の規程に基づき定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、最初に本日の議事録の確認ですが、重黒木委員と野口委員にお願いしたいと思います。

また、当審議会の開催について公示を行いましたところ、4名の申込みがあり、傍聴されていることをご報告申し上げます。

報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領により開始直前までとされていますので、よろしくお願いたします。

なお、報道機関記者の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっております。

傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料については閲覧用のものを準備しておりますので、会議中にご覧いただき差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。

会議資料の一部については、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用願います。

次に、資料について説明いたします。なお、資料1から資料7までについては議題の中で説明いたします。

それでは資料の21頁をご覧ください。本日配付させていただいた資料といたしまして、資料8に第1回本審以降に発表された宮崎の主要統計資料として、宮崎市の消費者物価指数に関する資料を添付しています。総合指数について、令和2年を100として令和6年5月は108.4となっております。

続いて、27頁の資料9-1からが、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会の資料です。

27頁からが賃金改定状況調査結果となっております。32頁に男女別の第4表、賃金上昇率の結果がおります。

宮崎が含まれるCランクでは、令和5年6月の賃金が1時間当たり1,253円、令和6年6月が

同じく 1,287 円と、賃金上昇率は昨年 の 2.1% から 2.7% に上昇しています。業種別が右側に続いておりますが、生活関連サービス業、娯楽業が 3.5% で最も高くなっています。

34 頁は第 4 表の で、一般・パート別において令和 5 年 6 月と令和 6 年 6 月の両方に在籍していた労働者を対象とした集計で、C ランクの賃金上昇率は 3.1% となっており、A ランクの 2.7%、B ランクの 2.9% より賃金上昇率が高くなっております。

39 頁の資料 9-2 からは生活保護と最低賃金との比較に関するものです。これについては後ほど専門部会で詳しくご説明します。この場におきましては、宮崎においても生活保護水準と最低賃金との比較では、今年度も最低賃金が生活保護水準を上回っていることが確認されていることをご報告いたします。

43 頁の資料 9-3 は、地域別最低賃金の未満率・影響率の推移です。

宮崎が含まれる C ランクは、令和 5 年度の未満率は 2.1% で、令和 4 年度における D ランクの 1.7% と比較すると 0.4 ポイント上昇しております。また、C ランクにおける令和 5 年度の影響率は 20.1% で、令和 4 年度の D ランクにおける 19.4% と比較すると 0.7 ポイント上昇しております。

44 頁、45 頁は、最低賃金基礎調査と賃金構造基本統計調査をもとにした各県の未満率、影響率の数値になっております。宮崎県の箇所の色を付けていますが、賃金構造基本統計調査における影響率以外の数値は全国平均を下回っています。

47 頁の資料 9-4 以降は、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフで、宮崎と同じ C ランクの県を抜粋しており、宮崎が記載されているのは 50 頁、54 頁、それから 58 頁にございますので、後ほどご確認いただければと思います。

61 頁以降の資料 9-5 は目安小委員会で示された委員からの要望等により追加で示された資料となりますが、62 頁に令和 5 年以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移が示されており、令和 5 年 10 月以降、C ランクでは 3.0% から 4.0% で推移しております。また、同期間の平均も 3.5% となっており、A ランクの 2.9%、B ランクの 3.2% を上回っております。

79 頁からの資料 9-6 と 89 頁からの資料 9-7 は更新部分のみ抜粋したものとなっております。後ほどご確認ください。

それから、111 頁の資料 9-8 は労働者代表の仁平委員が提出した資料で、各県の「パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移」を示したもので、宮崎県は 158 頁に記載されております。

161 頁からの資料 10-1 と 165 頁からの資料 10-2 は更新部分のみ抜粋したものとなっております。後ほどご確認ください。

169 頁からの資料 11-1 は委員からの追加要望資料で、消費者物価指数のうち「頻繁に購入する品目」の対前年比上昇率の推移となっております。令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの間において 3.5% から 8.3% で推移し、同期間の平均は 5.4% であり、1 年前である令和 4 年 10 月から令和 5 年 6 月までの平均 4.8% を 0.6 ポイント上回っています。

173 頁からの資料 11-2 と 131 頁からの資料 11-3 は更新部分のみ抜粋したものとなっております。後ほどご確認ください。

185 頁からの資料 12-1 は委員からの追加要望資料で、資本金規模別労働分配率の推移となっております。また、187 頁からの資料 12-2 は更新部分のみ抜粋したものとなっております。こちらも後ほどご確認ください。

なお、令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安に関する資料については、189 頁以降に添付しておりますが、後ほどご説明することといたします。

以上、簡単ですが資料の説明とさせていただきます。

それでは、以後の議事については、橋口会長に進行をお願いしたいと思います。

【橋口会長】

それでは始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

みなさんご承知のとおり、7月25日に中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しております。

この答申については、このあと事務局から報告していただきますが、今後の審議に当たっては目安答申を意識した議論をしていくことになると思いますので、委員の皆様もよろしくお願いいたします。

それでは、議題1「宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について」について、最賃法第25条第5項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。

意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

【室長補佐】

7月5日の第1回審議会における改正諮問の後、同日に関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、3件提出があり、資料1として添付しております。

まず、7月19日付けで、日本民主青年同盟宮崎県委員会様及び宮崎ふれあいユニオン委員長様から「要請書」が、7月24日付けで宮崎県労働組合総連合議長様から「意見」が提出されました。

参考人意見陳述を確認したところ、3団体全てにおいて意見陳述を希望されました。

なお、この要請書等については7月25日に全ての委員の皆様にもメールで送付しております。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

事前に事務局から要請書等が送付されておりますけども、今一度資料でご確認いただいたでしょうか。この「要請書」「意見」について、何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

特に無いようでしたら、本件「要請書」「意見」も踏まえ、宮崎県最低賃金専門部会で審議をするというところでよろしいでしょうか。

また、希望された意見陳述については、この後の第1回専門部会で検討していただきます。よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、次に、議題2「運営小委員会報告について」です。運営小委員会の三島座長からご報告をお願いします。

【三島座長】

運営小委員会は、7月5日に開催され、本年度の審議会運営について検討致しました。内容につきましては、資料2のとおりです。

事務局から要旨説明をお願いいたします。

【賃金室長】

それでは「運営小委員会報告」について、ご説明いたします。資料7頁の資料2になります。

7月5日の第1回本審の後に

公益代表として 三島会長代理と橋口会長

労働者側代表として 白崎委員と鎌田委員

使用者側代表として 河野委員と野口委員

以上6名の委員にご出席いただきまして、令和6年度の最低賃金審議会の運営について検討し、5点について確認いただきました。

1点目が、宮崎県最低賃金の改正につきましては、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行うこと。

2点目につきましては、特定最低賃金の改正等の必要性の有無については、検討小委員会において検討することとし、検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。改正決定について諮問された場合、特定最低賃金専門部会の結審は年内発効を目指して努力するものとする。

3点目につきましては、地域別及び特定最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営については、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催し、審議のうえ採決する。

また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に關係資料を送付し、次回の審議会で報告すること。

4点目は、地域別及び特定最低賃金における審議に関しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

最後に5点目として、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

なお、運営小委員会で確認した日程については、15頁の資料6に添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の運営小委員会報告について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

ご意見がなければ、報告のとおりご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、議題3「令和6年度地域別最低賃金改正決定の目安について」に入ることにいたします。

7月25日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されておりますので、その要旨について事務局から報告をお願いいたします。

【労働局長】

それでは、私の方から説明させていただきたいと思います。皆様ご承知のとおり先週7月25日に厚生労働大臣あてに目安の答申がなされました。この答申がとりまとめられた経緯につきましては、後程簡単に説明させていただいた後に、詳細等については昨年度と同様、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージをご覧ください。ことで代替させていただきたいと思います。

それでは、資料13、189頁をご覧ください。

答申の中身ですけれども、記の1にあるとおり、「地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」とし、記の2として、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するもの」として示されております。

以下、別紙8までございますけれども、別紙1、191頁をご覧くださいと思います。

こちら新聞等で報道されておりますのでご存じだと思いますが、目安については5回の目安小委員会の審議を経て取りまとめられまして、Aランク、Bランク、Cランクそれぞれ50円の引き上げということで過去最高の金額が示されたところでございます。

この50円を当審議の目安に至った経緯としては、194頁以降にございますけれども、194頁に「各ランクの引上げ額の目安」の項目がございますのでこちらをご覧くださいと思いますが、まとめますと、三要素「労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力」を総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから「労働者の生計費」を重視し、各ランクの目安額の検討に当たっては5.0%、50円を基準として検討することが適当とされ、その上で、各ランクの賃金上昇率や消費者物価の上昇率、雇用情勢などを考慮したうえでABCランクともに50円とすることが適当とまとめられております。

今後、宮崎県における審議が行われることとなりますが、こうした経緯を考慮し、また、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取等の結果などを活用し、宮崎県最低賃金額の改定に向けてご尽力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【室長補佐】

それでは、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを視聴することで目安改定に関する事務局からの報告といたしたいと思います。

なお、目安答申等の資料は189頁以降にございますので、併せてご確認をお願いいたします。ビデオの準備をしますので、しばらくお待ちください。

(ビデオメッセージ視聴)

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年に続き2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思っております。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思っております。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思っております。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思っております。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適切であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視し

た目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっており、さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえ、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に進められるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【橋口会長】

ただいま、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央最低賃金審議会から答申された経緯等について、中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画の中で詳細な数値等も交えながらご説明をいただきました。

今回の目安額の答申に至るまでの経緯については、一定程度理解が深まったのではないかと思います。

この場でご意見がありましたら承りますが、いかがですか。

(意見なし)

次に、議題4「専門部会委員の選任について」ですが、事務局から説明をお願いいたします。

【賃金室長】

宮崎県最低賃金専門部会の委員の任命についてご説明いたします。

7月5日の第1回審議会で、宮崎県最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、第1回審議会終了後に専門部会委員の候補者の推薦について公示を行い、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。

その結果、

公益代表委員として、橋口会長、宮川委員、森部委員

労働者代表委員として、鎌田委員、重黒木委員、白崎委員

使用者代表委員として、河野委員、酒匂委員、野口委員の9名の方を本日付けで専門部会委員に任命いたしました。

委員名簿は資料の9ページ、資料3につけております。

なお、本日の本審終了後に第1回専門部会の開催を予定しております。

事務局からは以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の事務局説明について何かご質問はありませんか。

(質疑なし)

そのように決定したということでご了解お願いいたします。

引き続き、議題5「特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について」審議に入りたいと思います。

まず、特定最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

令和6年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果についてご報告いたします。

資料は11ページ、資料4からになります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会様から、2024年7月12日付けで、現行の4業種につきまして、特定最低賃金の金額改正の申出がありました。資料4をご覧ください。

審査にあたりましては、定量的要件に関する審査と、労働協約等における賃金の最低額との関係を審査することとなっております。

改正の場合にあっては特定最賃の適用労働者の概ね1/3以上の労働者の合意が必要となっております、審査の結果は13ページ、資料5に取りまとめたとおりです。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会議長から申出がございまして、審査したところ適用労働者数2,650人に対して合意のあった労働者数が1,239人、比率は46.8%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額1,000円となっております。

次に「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会代表から申出があり、審査したところ適用労働者数7,870人に対して、合意のあった労働者数が3,209人、比率は40.8%で、概ね3分の1以上の合意による申出があると判断しました。

労働協約等における賃金の最低額は時間額1,013円となっております。

続いて、「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産別最賃労組連絡会の代表幹事から申出があり、審査したところ、適用労働者数4,620人に対して合意のあった労働者数が2,627人、比率は56.9%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額960円となっております。

最後に「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会議長から申出があり、審査したところ、適用労働者数2,730人に対して、合意のあった労働者数が1,332人、比率は48.8%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額919円となっております。

以上のとおり、令和6年度特定最低賃金の改正申出に関する要件につきまして、定量的要件に關しては4業種とも適正であることをご報告いたします。

なお、特定最低賃金を引き上げる際の上限額は関係労使の申し出に係る労働協約等における賃金の最低額となりますので、この点につきましては検討小委員会でのご審議をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

【橋口会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質疑なし)

無いようですので、特定最低賃金について改正申出の要件が適正だったということですので、労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思っております。

【労働局長】

(諮問文を読み上げて手交) よろしく申し上げます。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会の場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、従来の慣例等について事務局より説明をお願いいたします。

【賃金室長】

特定最低賃金につきましては、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、必ず「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。

宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けて「改正の必要性」について審議していただいております。

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第3条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきております。

これまで、委員は公・労・使各側3名で構成し、座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしております。

また、検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはございません。

以上が従来からの検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【橋口会長】

検討小委員会について事務局より説明がありましたが、この場で検討小委員会の各側3名の委員の選出をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、公益代表委員については、私、橋口と古賀委員、森部委員の3人でお願いたします。

労・使各側から、委員の推薦をお願いします。
労側、いかがですか。

【白崎委員】

はい。土居委員、鎌田委員、白崎でお願いいたします。

【橋口会長】

使側、いかがですか。

【河野委員】

はい。野口委員、酒匂委員、私、河野の3名でお願いいたします。

【橋口会長】

それでは、検討小委員会は、

公益側が、私、橋口、古賀委員、森部委員

労働者側が、土居委員、鎌田委員、白崎委員

使用者側が、河野委員、酒匂委員、野口委員

以上の9名の委員をお願いします。

次に、検討小委員会の日程について、事務局の考えがありましたら聞かせてください。

【賃金室長】

検討小委員会の開催につきましては、先日、事務局の方で日程調整をさせていただきまして、運営小委員会で検討いただきました。

第1回を8月16日(金)午後1時30分から

第2回を8月19日(月)午後3時から

に予定しておりますので、検討小委員会の委員の皆様はよろしくをお願いいたします。

【橋口会長】

いま説明された日程でよろしいですか。

(異議なし)

では、そのようによろしくをお願いします。それでは、検討小委員会での議題6の「関係労使の意見聴取」について、事務局より説明願います。

【賃金室長】

前回第1回審議会で概要をご説明し、運営小委員会で詳細と日程の確認をいただきました。

資料7、17頁をご覧ください。施行版の要領としております。

意見陳述者につきましては4産業について、労側から4名の推薦をいただき、使側からの推薦はございませんでした。

資料18頁の必要性の有無に関する意見書につきましては、県最賃答申後、速やかに第1回検討小委員会までに提出をいただく、日程的には短期間での対応となりますので、厳しい場合には

当日持参でも差し支えないとしております。

意見陳述につきましては、第1回検討小委員会で行うこととしております。なお、討論の場ではなく質問に回答が可能な範囲で回答をしていただき、意見陳述を希望されない場合は各委員が意見書を黙読し、質問が出た場合、労使各側の委員で可能な範囲で回答する、としております。

必要性の審議におきまして、労働者側からは「当該特定最低賃金自体の存在意義、地域別最賃に一時的に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性」などの主張が考えられます。

一方で、使側からは「当該特定最低賃金の廃止、改正の必要は無い」などの主張が考えられますが、これらの主張を踏まえて審議が一層活発になると考えております。説明は以上となります。

【橋口会長】

関係労使の意見聴取について事務局より説明がありましたが、ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質疑なし)

それでは、関係労使の意見聴取をするということで、要領に沿って実施するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで進めます。配付資料を含めて何か質問のある方はお願いいたします。

(質問なし)

続きまして、議題7「その他」になりますが、何かございますでしょうか。

(意見なし)

他に無いようでしたら予定された議題は以上ですので、本日の会議はこれで終わりますが、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。なお本日の議事録の確認は冒頭の事務局の説明のとおり、重黒木委員と野口委員にお願いいたします。

お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
